

事 務 連 絡  
平成25年11月7日

各地方農政局消費・安全部安全管理課長 殿  
北海道農政事務所消費・安全部安全管理課長 殿  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課長 殿

消費・安全局農産安全管理課農薬対策室  
課長補佐（農薬指導班）

#### 農薬の使用基準が変更された場合の注意喚起等について

今般、過去に適用がありその適用が数年前に削除された作物に対して、最終有効年月を過ぎた農薬を当時の使用基準に従って使用したことにより、食品衛生法に基づき定められた残留農薬基準値を超過したと考えられる事例が発生しました。

適用作物等使用基準の変更のうち、使用制限となる登録の変更については、農政局を通じて各都道府県担当者に情報提供し、防除基準等の見直しが必要な場合は、速やかに見直しを行うとともに、当該農薬の使用基準等の変更内容とあわせ、防除基準等の見直しの内容を速やかに関係者に周知するようお願いしています。

このようななか、最終有効年月を過ぎた農薬を使用することは、農薬購入時から使用するまでの間に使用基準の変更があったとしても、変更に係る注意が薄れ、農業者が変更気付かずに添付されたラベルに従い古い使用基準で使用してしまう可能性があります。残留農薬基準値が変更されている場合は、今般の事例のように、使用した農産物が残留農薬基準値を超過する可能性もあります。そもそも農薬は、その薬効を保証するため農薬の容器に最終有効年月を表示することとされており、最終有効年月を過ぎた農薬については、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第2条第2項に基づき、使用しないよう指導しています。

つきましては、貴局管内都道府県に対し、従来どおり使用基準の変更があった場合には関係者に速やかに周知するとともに、最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないよう改めて注意喚起を願います。